

千葉県地方土地開発公社のご活用を

●土地開発公社とは

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地・公用地等の先行取得、造成及び管理処分等を行うことを目的として設立された特別法人です。

公社活用の利点



多様な土地需要・資金需要に対応！！

市町村が土地を取得する場合、年度毎に所有財源を予算化して実施しますが、単年度予算では、土地需要を十分に充足させることが困難な場合があります。こんなとき公社の先行取得制度が便利です。

その1 計画的な土地取得が可能です

公社が先行取得した土地は、委託市町村が、最長10年の間で随時買い戻すことができるので、財政状況に合せた長期的な事業計画に対応できます。

また、事業内容によっては、造成も可能です。

その2 補助金、起債等の制度の活用が可能です

計画的な買取ができるので、補助金や起債等の制度が活用できます。

その3 多様な資金需要に対応できます

資金調達が簡便、自由なので、単年度予算では対応できない場合や、急な買取等の多様な資金需要にもお応えできます。

その4 交換または代替用の土地取得等が可能です

事業用地の買収に伴い、交換又は代替用の土地を確保できるとともに、事業予定地の周辺の土地も確保できるので、地域全体の整備が可能です。又、土地買収に伴う補償にも対応できます。

借入利率 変動性で、みずほコーポレート銀行の長期プライムレートの利率から
0.2ポイント低い利率

19年4月～11月平均借入利率→2.16%

委託市町村 県内市町村及び一部事務組合

20年度事業内協議

日時 平成19年12月7日（金）
10時～16時
場所 千葉県自治会館7階会議室

照会先

千葉県地方土地開発公社
TEL 043-311-4180
担当 内山・宗島